

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

10 件

厚生年金関係

10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月頃から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 15 日から同年 12 月頃まで  
③ 昭和 46 年 3 月頃から同年 11 月 10 日まで

申立期間①及び②においてA事業所に、申立期間③においてB社（現在は、C社）に、それぞれ勤務していたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 A事業所（解散時は、D社）は平成8年6月1日に解散しており、当時の役員を特定することができない上、申立人が記憶している事務担当者は既に死亡しており、申立人に係る申立期間①及び②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A事業所において厚生年金保険の被保険者であった従業員（当時）から聴取しても、申立人に係る申立期間①及び②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

- 2 C社が保管している賃金台帳から、申立人は申立期間③中の昭和46年9月10日に同事業所に雇用されていることは確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳及びC社の回答から、申立人の厚生年金保険料は申立期間③後の同年11月分の給与から控除（当月控除）されていることが確認できる。

また、上記の賃金台帳から、申立人より少し後にB社に入社したとして名前を挙げた同僚（複数）は、いずれも申立人より前に雇用されているものの、厚生年金保険料を申立人と同じく昭和46年11月分の給与から控除されていることが確認でき、事業主は、当時、必ずしも雇用と同

時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

3 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1391

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 5 日から 44 年 10 月 1 日まで  
申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶はないにもかかわらず、受給したこととなっているため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立てに係る事業所を退職した際、年金に関心はなかったと供述しており、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1392

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 4 日から 43 年 3 月 17 日まで

結婚を機にA事業所を昭和 43 年 3 月に退職した。同年 5 月 8 日に脱退手当金が支給された記録になっているが、当時、脱退手当金という制度を知らなかった上、受け取った記憶もない。また、同年 4 月 23 日に結婚した後は、姓も住所も変わっており、受給できなかったと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の同僚（複数）の証言から、申立てに係る事業所は、当時、従業員が退職する際に脱退手当金について説明を行っていたと推認できるのに加えて、申立人は結婚を機とした退職であり、再就職の意思はなかったと回答し、その後長期にわたり年金に加入していないことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 19 日から 38 年 2 月 11 日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、その当時、脱退手当金のことを知らず、受給した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 38 年 2 月 11 日）の前後各 2 年以内に同資格を喪失した女性の脱退手当金受給資格者は 20 人みられるが、そのうちの 18 人に脱退手当金の支給記録が有り、そのいずれもが資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている。

さらに、上記の 18 人のうちには、同じ日に支給されている者が複数組確認できる上、申立人の脱退手当金が資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 4 月 30 日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1394

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 16 日から 39 年 12 月 26 日まで

A事業所を結婚準備のために退職したが、その際も就職する意思はあり、実家のある町（現在は、市）に転居した後に失業給付を受け、再就職した記憶もある。申立期間について脱退手当金を受給したとされているが、受給した記憶はないので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立ての事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和 39 年 12 月 26 日）の前後各 2 年以内に同資格を喪失した女性の脱退手当金受給資格者は 19 人みられるが、そのうちの 17 人に脱退手当金の支給記録が有り、このうち 16 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている。

さらに、申立人の同僚が、申立てに係る事業所は当時退職者に対して脱退手当金の受給の意向を確認していた旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1395（申立期間②については事案 467 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年頃から 40 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 31 日から同年 8 月頃まで

申立期間①について、A社で正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社で勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無いと記録の訂正を申し立てたが、これを認められなかった。当時従業員の宿舎でトラブルがあったこと以外、新たに思い出したことはないが、同社には1か月だけではなく、もっと長い期間勤務した記憶があるので、再度申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立てに係る事業所の元事業主及び元同僚（5人）は申立人のことを覚えていないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

また、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、上記元事業主は、「入社から3か月間の試用期間を経過した後、厚生年金保険に加入させていた。」と回答しており、当時は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所の元事業主及び元同僚から、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得られない、ii) 給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い、iii) 申立てに係る事実をうかがわせる関連資料、証言等が得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として元同僚とトラブルがあったことを思い出したとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時、申立てに係る事業所に在籍していた元同僚（5人）からはその事実を裏付ける証言を得ることができず、また、その申立てのみでは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1396

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 16 日から 42 年 5 月 1 日まで  
A事業所に在籍している間、途中で別の事業所に移ったことはなく、厚生年金保険の記録が抜けているのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料が無く、申立期間において申立人が勤務していたかどうか不明である旨回答している。

また、申立人が同じ時期に申立てに係る事業所を退職したとして名前を挙げた元同僚は、昭和 41 年 11 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格、同月 16 日に雇用保険の被保険者資格を喪失しており、申立人が同月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格、同月 7 日に雇用保険の被保険者資格を喪失（昭和 42 年 5 月 1 日に再取得）していることに不自然さはみられない。

さらに、申立人のことを覚えていると回答した別の同僚（複数）からも、申立人の勤務期間についての証言を得ることはできない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1397

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月26日から34年8月31日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金という制度を知らないので請求するはずがないし、脱退手当金を受け取った覚えもないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）が裁定庁に脱退手当金の給付裁定のために必要となる標準報酬月額等を回答した日（昭和35年8月16日）が記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1398

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきによると、A事業所に2度勤務したうち、最初に勤務した期間について脱退手当金を受給したこととなっていた。脱退手当金という制度自体を知らないし、脱退手当金を受け取った覚えもないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りはない上、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和51年3月9日に支給されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は脱退手当金の対象事業所を退職してから1年7か月後の昭和52年8月1日に申立てに係る事業所に再度就職しており、再就職の際に別の厚生年金保険記号番号を付番されているが、このことは、申立期間について脱退手当金が支給されたために別の記号番号となったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、20歳到達時（昭和44年\*月\*日）から申立期間直後までの強制加入期間に国民年金に加入しておらず、公的年金の通算制度に対する意識が高かったとまでは言えず、脱退手当金を請求することに不自然さはみられない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1399 (事案 1099 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 12 月 31 日まで  
申立期間について、脱退手当金を受給していないとして記録の訂正を申し立てたが、これを認められなかった。  
新たな資料や事情は無いが、納得できないので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有り、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りはなく、資格喪失日から約1か月後に支給されているなど一連の事務処理に不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが当委員会の決定に納得できないとして、再度、申立てを行っているが、その申立てのみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。